

# 島根県報

令和3年3月26日(金)

号外 第 3 2 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/


## 【告 示】

家畜伝染病予防法の規定による検査の実施 家畜伝染病予防法の規定による注射の実施 (農 畜 産 課) 2

( " ) 4

## 告 示

## 島根県告示第217号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第 5 条第 1 項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

検査の種類   実施の目的   実施対象となる家畜又は	r-					
子の死体の種類及び範囲   1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛   2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛   3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛   4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛   4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した神・のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛   5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛   5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居中で家畜保健衛生所長が必要と認める牛   6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛   6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛   7 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居中で家畜保健衛生所長が必要と認める牛   8 全に関係などの大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	検査の種類	実施の目的		 検査の方法	実施する区域	 実施の期日
する目的で飼育している生 後24か月を経過した離牛の うも、家畜保健衛生所長が 必要と認める中 2 繁殖の用に供し、又は供 する目的で飼育している生 後24か月を経過した離牛の うち、家畜保健衛生所長が 必要と認める中 3 種付けの用に供し、又は供 供する目的で飼育している 生 後24か月を経過した離牛の うち、家畜保健衛生所長が 必要と認める中 4 1から3までの牛と同 施設内で飼育している生後 24か月を経過した 2 安米市 (旧桜江町の区 域に限る。)、 川本町、美郷町、陸 岐の島町 2 安米市 (旧平田市、旧佐 田町、旧多伎町、旧湖陵町の区域に 限る。)、 出 共市 (旧平田市、旧佐 田町、旧多伎町、旧湖陵町の区域に 限る。)、 出 共市 (旧平田市、旧佐 田町、旧多伎町、旧湖陵町の区域に 限る。)、 出 共市 (旧平田市、旧佐 田町、旧多伎町、旧湖陵町の区域に 限る。)、 加 共市 (旧平本町の区域に 限る。)、 加 共市 (旧平本町の区域に 限る。)、 近 計 市 (旧桜江町の区域に 限る。)、 加 共市 (旧桜江町の区域に 限る。)、 加 大田・ (田桜江町の区域に 限る)・ (田校江町の区域に 限る)・ (田校江町の区域に 限る)・ (田校江町の区域に 限る)・ (田校江町の区域に 限る)・ (田校江町の区域に 限る)・ (田校江町の区域に 田・ (田林田・ (田本田・			その死体の種類及び範囲			
後24か月を経過した離牛の うち、家畜保健衛生所長が 必要と認める牛 2 繁殖の用に供し、又は供 する目的で飼育している生 後24か月を経過した離牛の うち、家畜保健衛生所長が 必要と認める牛 3 種付けの用に供し、又は 供する目的で飼育している 生後24か月を経過した離牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 1から3までの牛と同一施政内で飼育していると 24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれ ちとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める市 3 から6まで 当該家畜の所在地を管	ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生	1 搾乳の用に供し、又は供	スクリーニン	1 安来市(旧広瀬	令和3年4月1
うち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した健牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 種付けの用に供し、又は 供する目的で飼育している生 結合反応検査 対した機手のうち、家畜保健衛生所長が とする。 生後24か月を経過した地牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後 24か月を経過した地牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める中 5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれちとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 7 に同な江町の区域に限る。)、川本町、旧経江町の区域に限る。)、川本町、旧経江町の区域に限る。)、に随岐の島町 7 3から6まで 当該家畜の所在地を管		予防	する目的で飼育している生	グ法又はリア	町の区域に限	日から令和4年
変更と認める牛     実備の用に供し、又は供 する目的で飼育している生 うち、家畜保健衛生所長が 必要と認める牛     3 種付けの用に供し、又は 使する目的で飼育している 生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長 が必要と認める牛     4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後 24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛     4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後 24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛     5 奈全鬼健衛生所長が必要と認める牛     5 奈全鬼健衛生所長が必要と認める牛     6 家畜保健衛生所長が必要と認める中     6 家畜保健衛生所長が必要と認める中     6 家畜保健衛生所長が必要と認める中     6 家畜保健衛生所長が必要と認める中     6 家畜保健衛生所長が必要と認める中     7 を生地域の中及び汚染地域からの導入中並びにこれらとの同居中で家畜保健衛生所長が必要と認める中     8 家畜保健衛生所長が必要と認める中     6 家畜保健衛生所長が必要と認める中     7 を実際は関本性のによる。)、川本町、海豚町、盆田市(旧益田市のうち種地区を除く区域に限る。)、隠岐の島町     3 から6まで 当該家畜の所在地を管			後24か月を経過した雌牛の	ルタイムPC	る。)、出雲市	3月31日までの
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生 (に応じてヨー ) (旧赤来町の区域に 管轄する家畜保 と			うち、家畜保健衛生所長が	R法による検	(旧平田市、旧佐	間において当該
する目的で飼育している生 後24か月を経過した雌牛の ライザ法によ (旧赤来町の区域 定する日 を			必要と認める牛	査とし、必要	田町、旧多伎町、	家畜の所在地を
後24か月を経過した雌牛の ライザ法によ			2 繁殖の用に供し、又は供	に応じてヨー	旧湖陵町の区域に	管轄する家畜保
うち、家畜保健衛生所長が   とせる目ので飼育している   生後24か月を経過した維生のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める中   4 1から3までの中と同一施設内で飼育している生後   24か月を経過した年のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める中   5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める中   6 家畜保健衛生所長が必要と認める中   1 本町、美郷町、益田市(旧益田市のうち種地区を除く区域に限る。)、隠岐の島町   3 から6まで 当該家畜の所在地を管			する目的で飼育している生	ニン検査、エ	限る。)、飯南町	健衛生所長が指
必要と認める年			後24か月を経過した雌牛の	ライザ法によ	(旧赤来町の区域	定する日
3 種付けの用に供し、又は 世大の 目的で飼育している 生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後 24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 5 発生地域の中及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居中で家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 5 種地区を除く区域に限る。)、川本町、美郷町、益田市(旧益田市のうち種地区を除く区域に限る。)、隠岐の島町 3 から6まで 当該家畜の所在地を管			うち、家畜保健衛生所長が	る検査、補体	に限る。)、江津	
世後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛ち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛ちの調入牛並びにこれちとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛ち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛ち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛ち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛ち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛ち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛ち、はに限る。)、川本町、美郷町、益田市のうち種地区を除く区域に限る。)、帰職岐の島町3から6まで当該家畜の所在地を管			必要と認める牛	結合反応検査	市(旧桜江町の区	
世後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後 24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める本 6 家畜保健衛生所長が必要と認める本 6 家畜保健衛生所長が必要と認める本 6 家畜保健衛生所長が必要と認めるも 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める本 6 家畜保健衛生所長が必要と認める本 6 家畜保健衛生所長が必要と認めるなも 6 家畜保健衛生所長が必要と認めるなも 6 家畜保健衛生所長が必要と認めるす 6 家畜保健衛生で表はなる。)、に関ロなるなどは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			3 種付けの用に供し、又は	又は細菌検査	域に限る。)、川	
のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後 24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 6 家畜保健衛生所長が必要と認める中 7 はに限る。)、川本町、美郷町、益田市(旧益田市のうち種地区を除く区域に限る。)、隠岐の島町 7 3から6まで 当該家畜の所在地を管			供する目的で飼育している	とする。	本町、美郷町、隠	
が必要と認める牛 4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後 24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要と認めるキ 5 を発生地域の牛及び汚染地域に限る。)、江津市(旧桜江町の区域に限る。)、川本町、美郷町、益田市(旧益田市のうち種地区を除く区域に限る。)、隠岐の島町 3から6まで当該家畜の所在地を管			生後24か月を経過した雄牛		岐の島町	
4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後 (旧平田市、旧佐 24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 (旧赤来町の区域に限る。)、飯南町 (旧赤来町の区域は はいらの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 (国経江町の区生所長が必要と認める牛 (国経田市のうち種地区を除く区域に限る。)、川本町、美郷町、益田市(旧益田市のうち種地区を除く区域に限る。)、隠岐の島町 3から6まで当該家畜の所在地を管			のうち、家畜保健衛生所長		2 安来市(旧広瀬	
施設内で飼育している生後 24か月を経過した牛のう ち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 「田町、旧多伎町、田湖陵町の区域に限る。)、飯南町 「田藤・町の区域に限る。)、江津市・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田			が必要と認める牛		町の区域に限	
24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛			4 1から3までの牛と同一		る。)、出雲市	
ち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛  5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛  6 家畜保健衛生所長が必要と認める牛  2 認める家畜  5 発生地域の牛及び汚染地はで限る。)、江津ではで限る。)、江津ではで限る。)、川本町、美郷町、益田市(旧益田市のうち種地区を除く区域に限る。)、隠岐の島町  3 から6まで当該家畜の所在地を管			施設内で飼育している生後		(旧平田市、旧佐	
要と認める牛			24か月を経過した牛のう		田町、旧多伎町、	
5 発生地域の牛及び汚染地 域からの導入牛並びにこれ らとの同居牛で家畜保健衛 生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要 と認める家畜  ロ市(旧益田市の うち種地区を除く 区域に限る。)、 隠岐の島町  3から6まで 当該 家畜の所在地を管			ち、家畜保健衛生所長が必		旧湖陵町の区域に	
域からの導入牛並びにこれ らとの同居牛で家畜保健衛 生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要 と認める家畜			要と認める牛		限る。)、飯南町	
らとの同居牛で家畜保健衛 生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要 と認める家畜			5 発生地域の牛及び汚染地		(旧赤来町の区域	
生所長が必要と認める牛 6 家畜保健衛生所長が必要 と認める家畜			域からの導入牛並びにこれ		に限る。)、江津	
6 家畜保健衛生所長が必要 と認める家畜 田市(旧益田市の うち種地区を除く 区域に限る。)、 隠岐の島町 3から6まで 当該 家畜の所在地を管			らとの同居牛で家畜保健衛		市(旧桜江町の区	
と認める家畜       田市(旧益田市の うち種地区を除く 区域に限る。)、 隠岐の島町         3から6まで 当該 家畜の所在地を管			生所長が必要と認める牛		域に限る。)、川	
うち種地区を除く         区域に限る。)、         隠岐の島町         3から6まで 当該         家畜の所在地を管			6 家畜保健衛生所長が必要		本町、美郷町、益	
区域に限る。)、         隠岐の島町         3から6まで 当該         家畜の所在地を管			と認める家畜		田市(旧益田市の	
隠岐の島町 3から6まで 当該 家畜の所在地を管					うち種地区を除く	
3 から 6 まで 当該 家畜の所在地を管					区域に限る。)、	
家畜の所在地を管					隠岐の島町	
					3から6まで 当該	
轄する家畜保健衛					家畜の所在地を管	
					轄する家畜保健衛	

<u> </u>				生所長が指定する	
				区域	
牛海綿状脳症	牛海綿状脳症の	牛海綿状脳症対策特別措置法	エライザ法	県下全域	令和3年4月1
検査	発生状況及び動	  (平成14年法律第70号)第 6			  日から令和4年
	  向把握	  条第1項の規定による届出対			  3月31日まで
		  象となる牛(牛海綿状脳症対			
		  策特別措置法施行規則(平成			
		  14年農林水産省令第58号)第			
		4条の規定に該当する場合を			
		除く。)			
 結核検査	結核の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認	ツベルクリン		令和3年4月1
THE DATE OF THE PARTY OF THE PA	Ma DV > 20 ± 1 XV	める牛	皮内注射法	7.1 - 2	  日から令和4年
ブルヤラ症給	ブルヤラ症の発	家畜保健衛生所長が必要と認		<b>退下全城</b>	3月31日までの
査	生予察	める牛	凝集反応法に	N   L   Q	間において当該
.H.	工1水		よる検査と		家畜の所在地を
			し、必要に応		管轄する家畜保
			じてエライザ		健衛生所長が指
			法とする。		定南王// 及//*16   定する日
アカバラ伝栓	<b>生のアカバラ店</b>	家畜保健衛生所長が必要と認	-	<b>国下</b> 夕城	K 9 0 H
ナルハ 不 州 快 査	の発生予察		皿 併 子印 (快 ) [	· 宗丁王	
	牛のチュウザン	家畜保健衛生所長が必要と認	血洼学的松本	<b>国下</b> 夕城	
			皿.仴.子印./灰.宜.	· 宗丁王	
検査	病の発生予察	タ なん 健衛 生 正 目 が 以 西 ト 羽	血连份的松木	<b>用工人材</b>	
		家畜保健衛生所長が必要と認	川頂字的検査	県 下 至	
<b>人</b> 恩柴症検査	ルス感染症の発	<b>め</b> る牛			
P>+14.>P>4.15	生予察		.h	u ^ L	
		家畜保健衛生所長が必要と認		県 ト 全	
脳症検査		めるめん羊及び山羊 	ロット法		
	脳症の発生状況				
	及び動向把握				
豚熱検査		家畜保健衛生所長が必要と認		県下全域 	
	予察	める豚	及び抗原検査		
アフリカ豚熱	豚のアフリカ豚	家畜保健衛生所長が必要と認	抗原検査	県下全域	
検査	熱の発生予察	める豚			
オーエスキー	豚のオーエスキ	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	
病検査	一病の発生予防	める豚			
ニューカッス	家きんのニュー	家畜保健衛生所長が必要と認	ウイルス分離	県下全域	
ル病検査	カッスル病の発	める家きん	検査又は血清		
	生予防		学的検査		
高病原性鳥イ	家きんの高病原	家畜保健衛生所長が必要と認	ウイルス分離	県下全域	
ンフルエンザ	性鳥インフルエ	める家きん	検査又は血清		
及び低病原性	ンザ及び低病原		学的検査		

鳥インフルエ	性鳥インフルエ			
ンザ検査	ンザの発生予察			
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病の	転飼をしようとする蜜蜂	肉眼的検査又	県下全域
	発生予防	県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が	は細菌学的検	
		必要と認めるもの	査	

#### 島根県告示第218号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射 を次のとおり実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和3年3月26日

島根県知事 丸 山 達 也

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家 畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生	家畜防疫員が必要と認める	皮下注射法	県下全域	令和3年4月1日から令
	予防	牛			和4年3月31日までの間
					において当該家畜の所在
					地を管轄する家畜保健衛
					生所長が指定する日